

(仮称) 墨田区総合体育館建設等事業に伴う優先交渉権者の決定について

墨田区では、平成 18 年 3 月 20 日に(仮称) 墨田区総合体育館建設等事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I 法) に基づく特定事業として選定しました。平成 18 年 5 月 25 日に募集要項等を公表し、平成 18 年 9 月 29 日に「公募プロポーザル方式」による提案を 4 応募者から受け付けました。そのうち 1 応募者が失格となりましたので、残る 3 応募者について、(仮称) 墨田区総合体育館建設等事業者選定委員会による審査を行いました。この度、同委員会において、(仮称) 墨田区総合体育館建設等事業に伴う優秀提案及び次点提案が選定され、区は、この結果を参考に以下のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者を決定しましたので、下記のとおり公表します。

なお、P F I 法第 8 条に基づく客観的評価は、追って公表いたします。

平成 18 年 12 月 4 日
墨田区長 山崎 昇

記

1. 事業名
(仮称) 墨田区総合体育館建設等事業
2. 優先交渉権者及び次点交渉権者
優先交渉権者：新日鉄エンジニアリンググループ
次点交渉権者：S S Tグループ
3. 審査結果

審査項目	配点	S S T グループ	新日鉄エンジニア リンググループ	奥村組 グループ
加点	100	95	100	100
加点	46	30.125	34.250	21.500
価格点	54	54.00	47.96	54.00
総合評価	200	179.125	182.210	175.500
順位		2	1	3